


医療 ADR あっせん人・仲裁人候補者

	氏 名 羽賀千栄子
	事務所：羽賀千栄子法律事務所 住 所：東京都新宿区左門町 13 番地 1 四谷弁護士ビル 408 電 話：03-3225-7478 F A X：03-3225-7479

主 な 経 歴	
1987年4月	東京弁護士会登録
1992年4月	羽賀千栄子法律事務所開設
1995～1997年	東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会 副委員長
1999～2001年	東京弁護士会人権擁護委員会 副委員長
2007年～現在	東京三弁護士会医療ADR あっせん人・仲裁人
2016年	全国通訳案内士資格
医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別	
医療機関側 ・ 患者側	
主 な 取 り 扱 い 分 野	
医療事故（患者側）、介護事故・交通事故、離婚・子どもの問題、高齢者の成年後見等、企業再生・倒産、住宅紛争、少年刑事事件	
主 な 著 書	
1998年	「医療過誤訴訟におけるカルテの役割」（日本診療録管理学会誌）
2002年	「治療」（南山堂）増刊号
2019年	「医療事故では？と思ったら読む本」（医療事故研究会編）

あ っ せ ん 人 ・ 仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ	
弁護士登録後2年目から、当時勤務していた事務所が医療過誤事件を得意としていたため、医療過誤事件を患者側で取り扱い始めました。幸いにして当時から今まで取り扱い件数は多く、経験を積むことができました。そうした経験を、患者側・医療施設側のどちらにも偏することなく、トラブル解決のため役立てていきたいと思っております。	